



廃棄物処理法に基づく電子マニフェストシステム

加入
申込書

1204

申込みの流れ

1. 加入申込書の入手、郵送

- <加入申込者>
次の3通りから選択
- 各都道府県産業廃棄物協会から入手し、協会へ郵送*
 - JWNET ホームページの申込みフォームを入力し、情報処理センターへ郵送
 - JWNET ホームページから加入申込書をダウンロード、情報処理センターへ郵送

郵送

2. 加入手続き

- <情報処理センター>
- ① 申込書が情報処理センターに到着後、メール送信
 - ② 手続き完了後、加入者番号、仮パスワード等をメール送信(2通)
 - ③ 加入証、加入内容のお知らせ、その他の必要書類を郵送

メール
郵送

3. システムにログイン

- <加入申込者>
- ① メール、加入証書類等のご確認
※ 加入契約成立日から JWNET の利用を開始することができます。
 - ② システムにログイン後、仮パスワードを任意の新しいパスワードに変更
 - ③ 利用開始の設定
※ 利用開始日の月から、加入料、基本料が発生

* 各都道府県の産業廃棄物協会一覧 P. ④参照

【手続き完了までの期間】
申込書が情報処理センターに到着後、5日間(土日祝除く)程度が目安となります。受付状況により前後しますのでご了承ください。

利用料金

●加入の単位

排出事業者	排出事業場単位。排出事業場を管理する本社、支店、営業所等の単位でも加入できます。
収集運搬業者	業者単位。支店等の単位でも加入できます。
処分業者	処分事業場単位。同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることができます。

※加入は、委託契約している事業者毎に行う必要はありません。1つの加入者番号で複数の事業者と利用できます。

●料金表

(税込)

利用区分	排出事業者			収集運搬業者	処分業者				
	A料金	B料金	少量排出事業者団体加入料金(C料金)*		処分報告機能のみ	処分報告機能+2次登録機能 A料金	B料金	2次登録機能のみ A料金	B料金
加入料 (加入時のみ)	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円
基本料 (1年間)	25,200円	2,100円	不要	12,600円	12,600円	25,200円	12,600円	25,200円	2,100円
使用料 (登録情報1件につき)	10.5円	(66件まで無料) 67件から 31.5円	31.5円	—	—	10.5円	(66件まで無料) 67件から 31.5円	10.5円	(66件まで無料) 67件から 31.5円
利用区分の目安となる 年間登録件数	1,200件以上	1,199件まで	—	—	—	700件以上	699件まで	1,200件以上	1,199件まで

*「C料金(少量排出事業者団体加入)」は、「JWNET 加入申込書(兼団体加入申込書)(様式34号)」にてお申込みください。
申込みには、別途要件事項があります。(規約第6条の2~4参照)

JWNET操作・運用方法のご案内

電子マニフェストの特徴や導入のメリット、操作・運用方法等について、JWNET ホームページでご案内しております。
【URL】 <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

- 操作手順書、操作ガイド(ムービーガイド)

操作方法を示した手順書、システムの操作方法を音声と映像で分かり易く解説した操作ガイド(ムービーガイド)を掲載しています。

- デモシステム

JWNET の実際の操作・運用が体験できます。仮の加入者番号とパスワードにより、排出事業者、収集運搬業者、処分業者のそれぞれの立場で試用運用(テスト)ができます。

利用料金の支払いについて

- 利用料金の支払い方法

1. 指定口座振込み…………… 指定口座にお振込み
(請求書発行月の翌月末までに振込)
*振込手数料は加入者負担となります。
2. 口座振替(自動引落)……… 口座から引落し
(請求書発行月の翌月8日引落)
3. 料金支払代行者利用……… 料金支払代行者を通じて支払
(別途手続きが必要です)

- ご請求時期

<加入料・基本料>

- ◎ 利用開始日の翌月に加入料および基本料をご請求。
▲ 年度途中に加入した場合の基本料は、当該年度の残月数に応じた金額。
(加入規約別表2参照)次年度以降は、毎年4月に年額基本料をご請求。

<使用料>

- ◎ A 料金区分
▲ 毎年6月、9月、12月、3月の月末締め、各3か月分の使用件数を集計し、2千円を超えた場合、翌月にご請求。
▲ ご請求額2千円未満の場合は、当該年度末を限度に、2千円を超えた時点で前述の請求時期に合わせてご請求。
- ◎ B 料金、C 料金区分
▲ 毎年3月31日に当該年度分の使用件数を集計し翌4月にご請求。
▲ B 料金については、年度途中に加入した場合の無料となる使用件数は、残月数に応じた件数。(加入規約別表3参照)

個人情報の取り扱いに関する重要事項

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターは、個人情報が必要な保護すべきものであるとともに、業務上重要な情報であることを認識し、個人情報を適切に保護するために次のように取り組んでいます。

1. 適切な個人情報の収集、利用、提供及び預託を行います。
2. 個人情報の紛失、毀壊、改ざん及び漏洩等を防止する対策を行います。
3. 法令及びその他の規範を遵守します。
4. 個人情報保護の管理体制の根拠的な改善を行います。

JWNET についての問合せ先(サポートセンター)

月曜日から金曜日の9:00~17:00(祝日年末年始を除く)
TEL: 03-5275-7023 FAX: 03-5275-7112
<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 〒102-0084
情報処理センター 東京都千代田区二番町3番地
麹町スクエア7F

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターは、環境大臣から全国唯一の電子マニフェストの運営主体である「情報処理センター」に指定されて運営しています。